

【表紙】

【提出書類】 内部統制報告書の訂正報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の5第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成31年2月14日

【会社名】 富士ソフトサービスビューロ株式会社

【英訳名】 FUJISOFT SERVICE BUREAU INCORPORATED

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 佐藤 諭

【最高財務責任者の役職氏名】 該当事項はありません。

【本店の所在の場所】 東京都墨田区江東橋二丁目19番7号

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【内部統制報告書の訂正報告書の提出理由】

平成30年6月28日に提出いたしました第35期（自平成29年4月1日至平成30年3月31日）内部統制報告書の記載事項に誤りがありましたので、金融商品取引法第24条の4の5第1項に基づき内部統制報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

3 評価結果に関する事項

3 【訂正箇所】

訂正箇所は____を付して表示しております。

3 【評価結果に関する事項】

（訂正前）

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。

（訂正後）

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。したがって、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効でないと判断いたしました。

記

平成30年12月下旬に、当社の過去の一部の請求について、誤りがあったのではないかと指摘をお客様より受け確認をしたところ、契約書に記載されている範囲外の請求が行われていた可能性があることが判明いたしました。当社は直ちに社内調査委員会（委員長：小木曾 雅浩（当社常務取締役 管理本部長））を設置し、調査を実施致しました。当該調査の結果、コールセンターにおいてログイン／ログアウトの規定外な運用が行われており、結果として不適切な会計処理を行っていたことが確認されました。

これに伴い当社は、過年度の決算を訂正し、平成29年3月期から平成30年3月期までの有価証券報告書、及び平成30年3月期第1四半期から平成31年3月期第2四半期までの四半期報告書の訂正報告書を提出することいたしました。

本件は、センター長が計画席数達成率の低下を非常に恐れたことによる規定外な運用、誤請求が行われており、これに係わるモニタリングが不十分であったことから牽制が有効に機能しなかったことによるものです。

以上のことから当社は、全社的な内部統制、本件に係る請求に関する業務プロセスの内部統制、及びモニタリングにおける脆弱性が当該規定外な運用の発生を許し、且つその発見に遅れが生じたものと認識しております。

当社は、財務報告に係る内部統制の重要性を認識しており、社内調査委員会の報告等を踏まえ、以下の再発防止策を講じてまいります。

（１）規定外な運用が出来ない体制の構築

（２）請求段階における出勤簿との照合

（３）上司による日常的な監督の徹底

（４）内部監査の質的・量的な充実

（５）コンプライアンスの強化

以上